

2015年6月30日

## マスミューチュアル生命 野村証券を通じ、『マスミューチュアル定額年金<豪ドル建>』を販売開始

### マスミューチュアル 定額年金<豪ドル建>

積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

マスミューチュアル生命保険株式会社(本社:東京都品川区、代表取締役社長:井本 満、以下マスミューチュアル生命)は、野村証券株式会社(本社:東京都中央区、代表執行役社長:永井浩二、以下野村証券)を通じ、2015年7月1日より『マスミューチュアル定額年金<豪ドル建>』(正式名称:積立利率金利連動型年金(豪ドル建))の販売を開始いたします。

野村証券にて販売されてきましたマスミューチュアル定額年金シリーズ(円建・米ドル建)に豪ドル建が加わりました。

当商品は、まとまったご資金を豪州の金利でふやしながらか受取れる外貨建ての一時払定額年金です。ご好評いただいております円建・米ドル建と同様、ご資金を据え置かずにご契約日の最短2ヵ月後から生涯にわたって年金をお受取りいただけ、お客さまのライフプランに合わせて、大切なご資産を「ふやして、つかいながら、のこす」ことができます。

マスミューチュアル生命は事業の柱の1つである金融機関での保険販売において、これからもお客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

#### 商品の特徴

##### 1. 豪州の好金利を活かした運用でふやします。

・豪州の金利水準を反映した積立利率で運用しますので、日本に比べ、高い金利が享受できます。

##### 2. ご契約日の最短2ヵ月後からの年金受取開始\*で、毎月のお受取りもご選択いただけます。

\*年金総額保証付終身年金(据置期間0年)で年金円支払特約Ⅱを付加し、年6回払または年12回払を選択した場合。

##### 3. 年金受取総額で「120%保証」がお選びいただけます。

・年金総額保証付終身年金の場合、保証金額割合(基本給付金額または年金原資のいずれか大きい金額に対する割合)を100%、110%、120%からお選びいただけます。

##### 4. 年金を引き継ぐ方を指定できます。引き継いだ年金は原則として、継続年金受取人固有の財産\*となります。

\*最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、持ち戻しの対象になるとされています。

## 年金種類と取扱い範囲

年金種類	据置期間	年金受取期間等	契約年齢 (被保険者の満年齢)	年金受取開始年齢
年金総額保証付 終身年金	0年*1	下記①、②のいずれか 大きい金額×保証金額割合*2 ①年金原資 ②基本給付金額	16歳～89歳	16歳～89歳
	5年		11歳～85歳	16歳～90歳
	10年		6歳～80歳	
確定年金	1年	10年・20年	0歳～89歳	1歳～90歳
	5年		0歳～85歳	5歳～90歳
	10年	10年	0歳～80歳	10歳～90歳

\*1 年金の受取開始は最短でご契約の2ヵ月後となります。(据置期間0年(即時払年金特約付加)で年金の分割回数を年6回払または年12回払とした場合)

\*2 100%・110%・120%からお選びいただくことができます。

※年金総額保証付終身年金の場合、受取保証部分の期間満了時における被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

## 契約の取扱い

契約年齢	0歳～89歳(契約日における被保険者の満年齢)		
一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。		
① 一時払保険料	最低	50,000 豪ドル以上(100 豪ドル単位)	
	最高	契約年齢	年金額 3,000 万円*1 に対応する一時払保険料(5 億円*1 を超える場合でもご加入いただけます)
② 年金額	最低	1,000 豪ドル(豪ドルでお受取りになる場合は 6,000 豪ドル)	
	最高	3,000 万円*1・2	
保険料払込方法	一時払のみ(野村証券経由または指定金融機関口座への送金)		
契約者	被保険者の3親等以内のご親族(年齢の上限はありません)		
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※ 1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。		
年金受取人	契約者または被保険者		
継続年金受取人	年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。		
付加できる特約	即時払年金特約	ご契約時に付加することで、据え置かず年金をお受取りいただけます。	
	円支払特約Ⅱ	解約払戻金、死亡給付金等を円でお受取りいただけます。	
	年金円支払特約Ⅱ	毎回の豪ドル建の年金を円でお受取りいただくことができます。	
	新為替ターゲット特約	毎回の年金受取時に、あらかじめ設定した為替ターゲットレート以上であれば、円で年金をお受取りいただき、それ以外の場合は豪ドルにより据え置くことができます。	
	指定代理請求特約	年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合などに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。 ※代理請求を行うことができるのは、被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求となります。	
年金増額特約	年金受取期間中に付加することで、年金額を増額することができます。		

契約初期費用 (一時払保険料に対する割合)	一時払保険料に対して、下表の割合を乗じた金額を契約初期費用として控除します。					
	据置 期間	10年 確定年金	20年 確定年金	据置 期間	年金総額保証付 終身年金	
	1年	5.5%	6.0%	0年	6.0%	
	5年	6.0%	6.0%	5年		
10年	6.0%	-	10年			
年金受取時の費用	年金管理費として毎年の年金受取時に、年金額の1%を積立金から控除します。					
円で受取る場合の 為替レート	円支払特約Ⅱ、年金円支払特約Ⅱの付加により、豪ドルを円でお受取りいただく 場合の為替レート <b>TTM(対顧客電信仲値) - 50銭</b>					
年金分割受取回数 (円でお受取りになる場合)	年2回・4回・6回・12回払 (分割1回あたりの受取額は、年2・4・6回払は500豪ドル以上/年12回払は250豪ドル以上) ※豪ドルでお受取りになる場合は、年1回払のみとなります。					
クーリング・オフ制度 について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。					
その他 ご契約について	<ul style="list-style-type: none"> <li>この保険に配当金はありません。</li> <li>据置期間および年金受取期間の延長・短縮、年金種類の変更のお取扱いはありません。</li> </ul>					

\*1 円換算にあたっては、毎年12月にマスマチュアル生命が定める通算為替レートをを用います。

\*2 同一被保険者でマスマチュアル生命の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合は一時払保険料で5億円)を超えることはできません。なお、一時払の終身保険商品および通増定期保険商品は除きます。

### <この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項>

#### ■投資リスク・為替リスクについて

- この保険は、積立金を一般勘定で管理し、マスマチュアル生命所定の方法で計算された積立利率により豪ドル建てで運用される保険料一時払の定額年金保険です。
- この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は豪ドル建てであるため、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

#### ■お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。

##### 【契約初期費用(ご契約の締結等にかかる費用)】

年金の種類、据置期間および年金受取期間に応じ、一時払保険料の5.5%~6.0%を一時払保険料から控除します。

##### 【保険期間中の費用】

- 年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。
- 豪ドルを円貨に交換してお支払いする特約における円換算為替レートとTTM(対顧客電信仲値)\*1との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

上記特約における豪ドルを円に換算する場合の為替レート	TTM - 50銭*2
----------------------------	-------------

\*1 TTM(対顧客電信仲値)は、マスマチュアル生命が指標とする金融機関が公示する換算基準日における値となります。

\*2 上記為替レートは、2015年5月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※保険料を円貨や豪ドル以外の外貨でご用意される際や保険料を豪ドルでお払込みになる際、また、年金等を豪ドルでお受取りになる際やその豪ドルを円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

#### ■投資リスク・為替リスク以外で、次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 契約初期費用の控除により、積立金が一時払保険料を下回っている時点で解約された場合。
- 据置期間が短い、または適用される積立利率が低いいため年金原資が一時払保険料を下回るご契約において、年金受取開始後早期に年金の一括受取をされた場合 など。

# マスマチュアル生命について

## MassMutual Life Insurance Company

マスマチュアル生命は、米国総合金融グループ「マスマチュアル・フィナンシャル・グループ」に属し、日本国内シニア・法人マーケットを中心に事業展開する生命保険会社です。「お客さま目線」を第一に開発した商品を、提携金融機関・代理店等を通じ提供しております。

マスマチュアル生命の URL: [www.massmutual.co.jp](http://www.massmutual.co.jp)

### ➤ 格付けについて

マスマチュアル生命はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA-」の評価を受けています。

※表記の格付けは2015年6月29日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。

AA-

保険財務力格付け  
スタンダード&プアーズ社

### マスマチュアル・フィナンシャル・グループについて

マサチューセッツ・ミュチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニー(米国マスマチュアル)は、1851年創業の大手生命保険相互会社であり、会員及び利益配当付保険契約者のために運営されています。同社はその長い歴史にわたって健全な財務体質と好調な業績を維持しており、配当保証はしていませんが、1860年代以降、適格利益配当付保険契約者に対し毎年配当を実施してきました。米国マスマチュアルでは、終身生命保険をベースとしつつ生命保険、就業不能(所得補償)保険、長期介護保険、退職/401(k)プランニングサービス、年金保険などお客さまの金融ニーズに合わせた商品を提供しています。さらに、拡大する同社の強力な金融専門家のネットワークにより、お客さまが財産を長期的に管理される上での確かな決断を下されるよう助力しています。

「マスマチュアル・フィナンシャル・グループ」は、マサチューセッツ・ミュチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーならびにその関係会社及び販売代理店を指すマーケティング・ネームです。米国マスマチュアルはマサチューセッツ州スプリングフィールドに本拠を有しており、主要関係会社には、バブソン・キャピタル・マネジメント・LLC、その子会社であるコーナーストン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、ザ・ファースト・マーカンタイル・トラスト・カンパニー、マスマチュアル・インターナショナル・LLC、MML・インベスターズ・サービス・LLC、メンバーズ FINRA & SIPC、オッペンハイマー・ファンド・インク、ザ・マスマチュアル・トラスト・カンパニー・FSB が含まれます。

マスマチュアル・フィナンシャル・グループの URL: [www.massmutual.com](http://www.massmutual.com)

### ➤ 米国マスマチュアルの格付けについて

グループの中核となっている「マサチューセッツ・ミュチュアル・ライフ・インシュアランスカンパニー」はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA+」の評価を受けています。

※表記の格付けは2015年6月29日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。

AA+

保険財務力格付け  
スタンダード&プアーズ社